

社団法人 日本インテリアファブリックス協会

常勤理事の給与並びに
退職慰労金支給規程

制 定 平成9年2月25日

改 訂 平成9年8月26日

常勤理事の給与並びに退職慰労金支給規程

1. 定款第16条により常勤理事の給与を次のように定める

常務理事 年額 1,200万円を越えざる額とする。

理事 年額 900万円を越えざる額とする。

但し、本規程施行後、常勤理事に委嘱された会員企業からの派遣職員については、会長が派遣元企業と協議の上決定する。

2. 常勤理事の退職慰労金支給規程

第1条 退職慰労金は常勤理事が次の理由により、辞任する場合に、その在任期間の功労に報いるために、理事会の承認を得てこれを支給する。

1. 本人から辞任の申し出を理事会において承認したとき。

2. 任期満了により辞任し理事会において承認したとき。

3. 在任中死亡したとき、または業務上の負傷または疾病、その他自己の都合によらずしてやむを得ず解任となったとき。

第2条 退職慰労金は、退職者の在任した月数に別に定める1ヶ月あたりの基礎額を乗じ別に定める加給金を加えて算出する。

第3条 在任月数に就任の日から退職または死亡の日まで暦日により計算する。

その計算に1ヶ月に満たない日数は1ヶ月に切り上げる。

2. 支給金額において1,000円未満の端数は1,000円に切り上げるものとする。

第4条 在任中死亡したとき、または在任中の功績が特に顕著であると理事会が認めるときは第2条に定める退職慰労金に特別功労金を加算することができる。

第5条 在任中死亡した常勤理事の退職慰労金は、次に掲げる遺族の中より本協会が適当と認めた者に支給する。

(配偶者、子、養父母、祖父母、兄弟姉妹、孫)

第6条 本退職慰労金は理事会の承認を得て1ヶ月以内に支給する。

第7条 この規程の改訂は理事会の決議による。

付則 この規程は平成9年2月25日より実施する。

改訂 平成9年8月26日

別 表

1. 常勤理事退職慰労金

常勤理事の退職慰労金は次の算式により算出し、これに第2項の役位加算額を加算したものとする。

$$\text{基本額} = \text{在任役位月数} \times 8 \text{万円}$$

2. 役位加算額

$$\text{常務理事} = \text{在任役位月数} \times 2 \text{万円}$$

3. 特別功労加算金

第1項、第2項により算出した標準退職慰労金を基準とし、本協会及び業界に対する功績及び功労に対し、理事会の承認を得て、退職慰労金総額の80%以内を加給することができる。

4. 本別表の改訂は理事会の承認を得て実施する。

但し、本規程施行後、常勤理事に委嘱された会員企業からの派遣職員については、会長が派遣元企業と協議の上決定する。

以 上